

林野火災注意報、警報について

林野火災注意報、警報とは

通年において、降水（雨・雪など）が少ない状態が継続しているとき等に「林野火災注意報」を発令します。

この注意報が出ている区域では、火災予防条例に定められた「火の使用の制限」について、できるだけ守るよう努めていただく必要があります。

さらに、林野火災の危険が一層高まった気象状況となった場合には、「林野火災警報」を発令します。

この警報が出ている区域では、火災予防条例に基づく「火の使用の制限」について、必ず守らなければならない義務が課されます。

林野火災注意報の発令基準

通年において、

①または②のいずれかの条件に該当する場合に発令します。

① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
前30日間の合計降水量が30mm以下

② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
乾燥注意報が発表

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、「強風注意報」が発表された場合に発令します。

林野火災注意報・警報が発令された場合の規制

以下の行為に「火の使用の制限」がかかります。

1. 山林、原野等への火入れ
2. 煙火の消費
3. 屋外での火遊び、たき火
4. 屋外での危険物付近での喫煙（火薬、ガソリンなど）
5. 屋外での燃えやすいもの付近での喫煙（枯葉など）
6. 山林、原野等の場所で、管理者が指定した区域内における喫煙
7. 残火、取灰又は火粉の始末（たばこの吸殻など）

林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合

「林野火災注意報」は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。

一方で、「林野火災警報」は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

周知・広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、組合ウェブサイトや、消防車両での巡回等により、周知、広報を行います。